

ホテル火災対策検討部会中間報告

平成24年10月

予防行政のあり方に関する検討会
ホテル火災対策検討部会
(事務局 消防庁予防課)

目 次

1	検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール	1
2	広島県福山市のホテル火災について	
(1)	火災の概要	3
(2)	火災に対する国・地方公共団体の対応状況について	
(3)	福山市ホテル火災に係る課題について	
3	ホテル・旅館等に係る緊急調査について	7
4	ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方について	
(1)	過去のホテル・旅館等において大規模な被害が発生した火災と対応	9
(2)	各種規制について	10
ア	ホテル・旅館等に係る現行の防火安全対策の概要	
イ	今回の火災を踏まえた対応の考え方	
ウ	小規模のホテル・旅館等に係る規制のあり方について	
(3)	計画的な立入検査の推進方策について	16
ア	立入検査に係る制度の概要	
イ	立入検査の実施状況	
ウ	今回の火災を踏まえた対応の考え方	
(4)	違反処理の推進方策について	18
ア	違反処理に係る制度の概要	
イ	違反処理の実施状況	
ウ	今回の火災を踏まえた対応の考え方	
(5)	火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について	21
ア	公表制度に関する制度の概要	
イ	公表制度に関する制度の現状	
ウ	今回の火災を踏まえた対応の考え方	
5	さらなる検討事項等について	23

1 検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール

(1) 検討部会の目的

平成24年5月13日（日）広島県福山市において死者7名、負傷者3名が発生したホテル火災の教訓を踏まえ、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

(2) 検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、有識者から構成される「ホテル火災対策検討部会」を開催し、調査・検討を行った。検討部会員は、以下のとおりである（敬称略。委員は50音順）。

ホテル火災対策検討部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
副部会長	小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
委 員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委 員	安藤 勝	千葉県消防局予防部長
委 員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
委 員	小川 健司	広島市消防局予防部長
委 員	木下 健治	弁護士
委 員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事
委 員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科教授
委 員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委 員	古舘 謙護	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長兼予防課長
委 員	増田 優人	京都市消防局予防部長
委 員	山崎 登	日本放送協会解説主幹

<オブザーバー>

秋葉 健次 全国消防長会事業管理課長
堀江 裕 厚生労働省健康局生活衛生課長（9月30日まで）
依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長（10月1日から）
竹村 好史 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐
小野田吉純 国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室企画専門官

<事務局>

消防庁予防課

(3) 検討部会の開催状況

第1回 平成24年 6月18日

第2回 平成24年 8月 9日

第3回 平成24年10月 2日

2 広島県福山市のホテル火災について

(1) 火災の概要

平成24年5月13日早朝、広島県福山市のホテル「ホテルプリンス」において、死者7名、負傷者3名の被害を伴う火災が発生した。この火災の概要は以下のとおり。

ア 発生日時

出火時刻 平成24年5月13日（日）時刻については調査中
消防機関の覚知時刻 6時58分
鎮圧時刻 8時57分
鎮火時刻 10時10分

イ 建物概要・焼損状況

所在地 広島県福山市西桜町一丁目12番24号
施設名 (有) ニュー箱根「ホテルプリンス」
構造・階数 鉄筋コンクリート造4階建及び木造2階建
用途 ホテル（消防法施行令別表第1（5）項イ）
建築面積 513㎡
延べ面積 1,361㎡
各階の用途 1階：駐車場・受付事務所
2階・3階：客室
4階：機械室
焼損状況 全焼

ウ 死傷者

死者 7人（男性3人、女性4人）
重症 2人（ 女性2人）
軽症 1人（ 女性1人） 合計10人（男性3人、女性7人）

エ 出火原因

調査中

(2) 火災に対する国・地方公共団体の対応状況について

消防庁では、5月13日8時45分に広島県から火災発生 の報告を受け、予防課長を長とする災害対策室を設置し情報収集に当たった。このなかで、当該ホテルにおいて死者が多数発生した状況が明確になったことから、同日15時30分、消防法第35条の3の2の規定に基づく「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認め た場合）」を実施することとし、職員7名を現地に派遣し火災原因調査を実施した。

また、5月14日には、ホテル・旅館等に係る類似の火災の発生を防止するため、

「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（消防予第181号消防庁予防課長通知。参考資料1）を发出し、全国の消防本部に対して、ホテル・旅館等の宿泊施設について防火安全対策の徹底を図るよう要請した。

更に、5月16日には、当該ホテルについて、建築構造に問題を有することが事故拡大の要因となった可能性のあることを踏まえ、「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」（消防予第188号消防庁予防課長通知。参考資料2）を发出し、現行の建築基準法の規定に不適合なホテル・旅館等を対象に、建築部局と連携して緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるよう要請した。同日、国土交通省住宅局からも、各都道府県の建築部局に対して、消防部局と連携を図りながら、緊急調査を実施するよう要請がされている（国住指第453号）。

福山市では、当該ホテルについて、建築部局において建築基準法違反を認定してこなかったことや、平成15年以降9年間、消防局の立入検査が行われておらず、また、それ以前においても同一の消防法違反が繰り返し指摘されながら改善がなされていない実態が判明したことから、「福山市建築物査察等適正化対策委員会」を設置し、特殊建築物の防災査察及び火災予防査察等の事務処理を検証するとともに、その適正化のための方向性や指針を作成するなど必要な措置を検討することとし、8月21日に「中間とりまとめ」がとりまとめられている。

また、福山地区消防組合消防局における火災原因調査は、現在実施中である。

（3）福山市ホテル火災に係る課題について

ア 建築物の状況について

福山市建築物査察等適正化対策委員会中間とりまとめによると、建築等の経過の概要は次のとおり。

当初、昭和35年に木造2階建て357㎡が建築され、昭和43年に別棟として鉄筋コンクリート造4階建て912㎡が建築された。

その後、昭和49年に福山市（特定行政庁）への定期報告書において、木造部分と鉄筋コンクリート造部分が一体利用されている旨の報告がなされている。木造部分と鉄筋コンクリート造部分を防火区画することで別の建物とみなし、既存不適合の建築物として取り扱うこととされている。

昭和62年に実施した福山市の防火査察時の点検表には、木造の1階部分を駐車場に変更され2階への階段が撤去されている旨が記載されている。この状況において、木造部分と鉄筋コンクリート造部分を別の建物とみなすことはできないことから、既存不適合ではなく、違法建築物となっていた。

なお、福山市では、これらの経過が適切に認識されず、火災時まで既存不適格建築物として取り扱っていたものである。

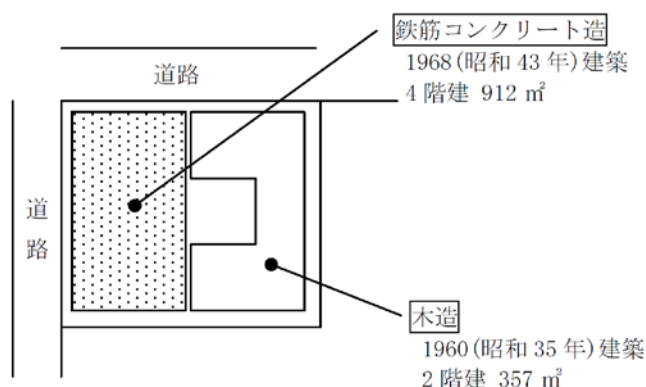


図1 建物配置図（福山市建築物査察等適正化対策委員会中間とりまとめより）

また、福山市建築物査察等適正化対策委員会中間とりまとめに示された当該建築物の現行の建築基準法に適合していない項目は下表のとおり。

表1 建築基準法に適合していない項目

	適合していない項目	適合していない箇所
①	階段のたて穴区画	区画なし（防火戸が設置されていない）
②	階段の幅員	幅98cmの部分があり不足している
③	非常用の照明装置	居室・廊下に設置されていない
④	排煙設備	居室・廊下に有効な開口部が不足している
⑤	内装制限	各部屋の天井が燃えにくい材料になっていない
⑥	たて穴区画	配管用のスペースが区画されていない
⑦	異種用途区画	1階駐車場とホテルを仕切る戸が、防火戸になっていない
⑧	構造制限	木造部分が耐火建築物になっていない

イ 福山地区消防組合消防局における立入検査等の状況について

福山市建築物査察等適正化対策委員会中間とりまとめによると、消防局の出火建物であるホテルに対する立入検査等の状況は次のとおり。

昭和46年から平成15年9月まで、立入検査を継続して実施していたが、それ以降9年間立入検査がされていなかった。

最終の立入検査日に指導した不備事項は以下の3項目である。

- ・消防用設備等点検報告の未報告
- ・自衛消防訓練の未実施

- ・屋内消火栓設備の一部不備

なお、これら3項目を同時に指導した回数は、昭和56年から25回に上る。

ウ 多数の死者、負傷者が発生した要因について

消防庁長官の火災原因調査については、中間報告が参考資料3のとおり取りまとめている。現時点においては出火原因を含め調査が継続中であるが、多数の死者、負傷者を発生した要因として以下の事項が考えられる。

- ・建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- ・階段部分の防火区画（たて穴区画）が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大し、煙が各客室に流入したこと。
- ・消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。

3 ホテル・旅館等に係る緊急調査について

平成24年5月16日には、建築部局と連携したホテル・旅館等に係る緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるよう要請した。（「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」（消防予第188号消防庁予防課長通知。参考資料2））。

緊急調査の概要については、以下のとおりである。

なお、国土交通省において実施した緊急調査結果については、参考資料4のとおりである。

(1) 調査対象

3階以上（地階を除く。）・収容人員30人以上の防火対象物で、次の要件を満たすもの。

ア ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物）

イ 昭和46年以前に新築された防火対象物

※ 現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているもの（過去、「適マーク」を交付したことがある防火対象物）を除く。

(2) 調査期間

平成24年5月16日～平成24年8月15日

(3) 調査結果概要（調査結果の詳細については資料1のとおり）

緊急調査を実施した797施設のうち、549施設（68.9%）において何らかの消防法令違反が発見されたが、自動火災報知設備が過半にわたり未設置など重大な違反があるものは、そのうちの47施設（5.9%）となっている。（表2参照）

また、重大な違反以外の主な内容については、表3のとおりである。

なお、消防法令違反のあるものについては、緊急調査時において各消防本部から建物関係者に対して是正指導を行っているところであり、今後もフォローアップ調査を通じて違反是正の徹底を図る必要がある。

表2 消防法令違反の状況

	棟数	割合	備考
調査対象施設数 ①	797	—	—
何らかの消防法違反があるもの ②	549	68.9%	②/①
重大な違反があるもの ③	47	5.9%	③/①

※ 調査対象については、棟単位で実施したもの。

※ 重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

※ 防火管理の義務対象となる防火対象物数は41,815（平成24年3月31日現在）

表3 消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の 主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	791	17	232	感知器の一部未警戒

4 ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方

(1) 過去のホテル・旅館等において大規模な被害が発生した火災と対応

昭和40年以降のホテル・旅館等において死者3名以上の被害が発生した火災について、表4に示す。

死者3名以上の被害が発生した火災は、平成6年12月21日に発生した福島県福島市の若喜旅館本店（死者5名、負傷者3名）の火災以降発生しておらず、死者7名が発生した今回の火災は、昭和61年2月11日に発生した静岡県東伊豆町の大東館火災以来の大規模な被害が発生した火災である。

表4 3名以上の死者が発生したホテル・旅館等の火災（昭和40年以降）

出火年月日	出火場所	事業所名	延べ面積	死者数	負傷者数
S43. 11. 2	兵庫県神戸市	池之坊満月城	11,258 m ²	30	44
S44. 2. 5	福島県郡山市	磐光ホテル	21,117 m ²	30	41
S44. 3. 11	群馬県水上町	菊富士ホテル	7,465 m ²	30	29
S46. 1. 2	和歌山県和歌山市	寿司由楼	2,749 m ²	16	15
S47. 2. 25	和歌山県白浜町	椿グランドホテル	11,120 m ²	3	6
S48. 10. 11	兵庫県神戸市	坂口荘	198 m ²	6	5
S50. 3. 10	大阪府大阪市	千成ホテル	1,501 m ²	4	64
S55. 11. 20	栃木県藤原市	川治プリンスホテル	3,582 m ²	45	22
S57. 2. 8	東京都千代田区	ホテルニュージャパン	46,697 m ²	33	34
S58. 2. 21	山形県山形市	蔵王観光ホテル	2,264 m ²	11	2
S61. 2. 11	静岡県東伊豆町	大東館	788 m ²	24	0
S61. 4. 21	静岡県河津町	菊水館	2,533 m ²	3	56
S63. 12. 30	大分県別府市	ホテル望海荘	6,499 m ²	3	1
H6. 12. 21	福島県福島市	若喜旅館本店	5,723 m ²	5	3

川治プリンスホテル火災を踏まえ、要綱（昭和56年消防庁次長通知）に基づき防火基準に適合した防火対象物に「適」マークを表示する表示・公表制度を実施（その後、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災後の平成15年消防法改正により、「防火対象物点検・報告制度」が制度化されたことを契機に、要綱に基づく表示・公表制度は廃止された）。

大東館火災を踏まえ、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」を通知（昭和62年消防庁予防課長通知）。

(2) 各種規制について

ア ホテル・旅館等に係る現行の防火安全対策の概要

消防法では、各種の建築物等に対し、主としてその用途・規模等に応じて、消防用設備等の設置、防火管理の実施、防災物品等の使用といった各種の対策を義務付けており、火災予防を図っている。各種の対策の具体的な内容については、次のとおり。

(ア) 消防用設備等の設置

消防用設備等については、建物の用途、規模、構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等の設置が義務付けられている。

ホテル・旅館等に係る主な消防用設備等の設置義務を表5に示す。福山市ホテル火災の出火建物については、設置義務のある消防用設備等は、一部の設備に違反があるものの、設置はされていたことが福山地区消防組合消防局において確認されている。

表5 ホテル・旅館等に係る主な消防用設備等の設置義務について

	消防用設備等	設置対象	出火建物（延べ面積1,361㎡）の場合
消火設備	消火器	延べ面積150㎡以上	義務、設置
	屋内消火栓	延べ面積700㎡以上*	義務、設置
	スプリンクラー設備	延べ面積6,000㎡以上（平屋建てを除く。）	義務なし
	屋外消火栓設備	延べ面積3,000㎡以上*（1～2階のみ。）	義務なし
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上	義務、設置
	漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上、かつラスモルタルのもの	義務、設置
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上	義務、設置
	非常警報器具・設備	収容人員が20名以上（300名以上で放送設備を付加）	義務なし（自動火災報知設備の設置により免除）
避難設備	避難器具	収容人員が2階以上の階で30名以上等	義務なし
	誘導灯・誘導標識	全部	義務、設置

※ 建築物の構造等に応じて、設置対象に係る延べ面積を2倍又は3倍とすることができる。

また、消防用設備等については、半年ごとに点検を実施し、ホテル・旅館等にあつては1年ごとに消防本部への報告が義務付けられている。なお、延べ面積が1,000㎡以上又は特定一階段のものにあつては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならないこととされている。

福山市ホテル火災の出火建物において、屋内消火栓設備の一部不備及び消防用設備点検の未報告の違反が指摘されている。

(イ) 防火管理

防火管理は、防火対象物の収容人員に応じて防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施等が義務付けられている。ホテル・旅館等の場合、従業員と宿泊定員を合わせて30人以上となる施設が対象となる。

なお、収容人員が300名以上など、一定規模以上のホテル・旅館等に対して、有資格者による点検を義務付ける防火対象物定期点検報告制度がある。

福山市ホテル火災の出火建物においては、防火管理者の選任届出や消防計画の作成届出がなされているが、消防訓練の未実施の違反が指摘されている。

(ウ) 防災物品の使用

火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、ホテル・旅館等の防火対象物については、防災性能を有するカーテンやじゅうたん等の防災物品の使用が義務付けられている。福山市ホテル火災の出火建物については、防災物品の使用に関する不備の指摘はなされていない。

イ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

福山市ホテル火災で被害が拡大した要因としては、早期に火災が拡大し、全館に煙の拡散が生じたことが指摘されている。煙の拡散が生じた原因としては、建築構造や防火区画が現行の建築基準法の規定に適合していなかったことが考えられ、これらが現行の建築基準法の規定に適合していれば、延焼の拡大及び煙の拡散は抑制されていたのではないかと考えられる。

スプリンクラー設備は初期消火に有効な消火設備であり、できる限り多くの防火対象物において設置されることが望ましいものではあるが、福山市ホテル火災の出火建物においては、建築構造や防火区画が現行の建築基準法の規定に適合していなかったことが延焼の拡大、煙の拡散に大きく影響したと考えられることから、当該規模のホテル・旅館に関して、新たにスプリンクラー設備の設置を義務化する必要はないと考えられる。

防火管理については、立入検査において、避難訓練が実施されていないことが繰り返し指摘されていた。火災時の避難誘導の状況はまだ明確となっていないが、実効性の高い避難訓練等を適切に実施させることが必要である。

消防用設備等の点検報告については、立入検査において未実施が繰り返し指摘されていた。消防用設備等の維持管理が適切に行われるよう、ホテル・旅館等においても確実に点検を実施させることが必要である。

ウ 小規模のホテル・旅館等に係る規制のあり方について

(ア) ホテル・旅館等全般の課題

ホテル・旅館等全般に関する課題として、消防法令上の規制体系の整合性確保の観点から、平成16年の消防法改正により一般住宅について規模を問わずに住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなったことに対して、ホテル・旅館等の事業所のうち300㎡未満の小規模なものについては、一般的に自動火災報知設備の設置義務は課せられないままとなっており、両者の取扱いが均衡を欠くのではないかとの指摘がある。このことについて、ホテル・旅館等に係る各種規制の検証という観点から、検討を行った。

(イ) 対応の考え方

現行の消防法令上の技術基準においては、延べ面積300㎡未満のホテル・旅館等について、自動火災報知設備及び住宅用火災警報器の設置は義務付けられていない。各施設に設置が義務付けられている火災警報設備の比較を図2に示す。

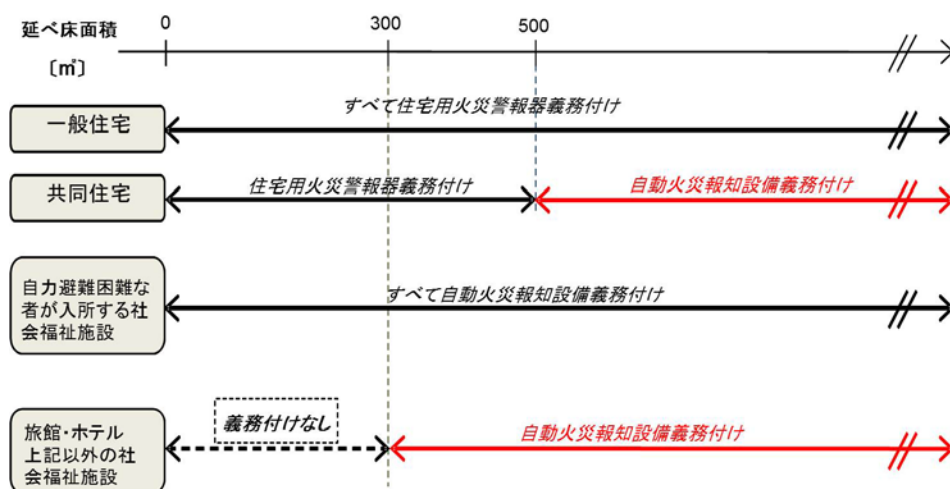


図2 一般住宅やホテル・旅館等に設置が義務付けられる火災警報設備の比較

平成23年3月31日時点において、ホテル・旅館63,864施設のうち、自動火災報知設備の設置義務がない施設は、14,740施設となっている。

火災統計から、過去10年間の火災について、住宅火災（100件当たりの死者数は6.6人）と比較すると、ホテル・旅館等における火災は100件当たりの死者1.7人となっているが、延べ面積300㎡未満のホテル・旅館等の過去10年間における火災100件当たりの死者数は5.2人と住宅火災に近似した被害となっている（表6参照）。

表6 過去10年間（H13～22年中）のホテル・旅館等と住宅との火災被害の比較

	ホテル・旅館		住宅	全建物火災
		延べ面積 300㎡未満 のもの		
火災発生総件数	1,518	291	162,437	281,401
死者総数	26	15	10,717	12,088
火災100件あたりの死者数(人/件)	1.7	5.2	6.6	4.3

※「火災報告」により作成

※火災発生件数については放火によるものを除く数値を、死者数については放火自殺者等を除く数値を集計

住宅は、雑多な可燃物等が置かれる場合も多いが、ホテル・旅館等は、最小限の寝具、家具等が存在するのみで、消防法令上、カーテン等を防災物品とすることや防火管理を実施する等により、火災発生及び拡大危険性が抑制されている。

一方、自動火災報知設備の設置義務のない延べ面積300㎡未満のホテル・旅館等についてみると、火災100件あたりの死者数はホテル・旅館等全体よりも高くなっている状況にある。

また、図3に示す住宅火災を除いた火災100件当たりの時間帯別死者発生状況を見ると、就寝時間帯（22時から翌朝6時までの時間帯）の死者数は日中に比べて多いことから、就寝時間帯における火災の被害拡大危険性は高く、自動火災報知設備が火災被害の軽減に有効であること（図4参照）を考慮すれば、小規模な宿泊施設であっても、早期に火災発生を感知し、建物内の人に報知する警報設備を設置することは火災被害を軽減する点で有効であると考えられる。

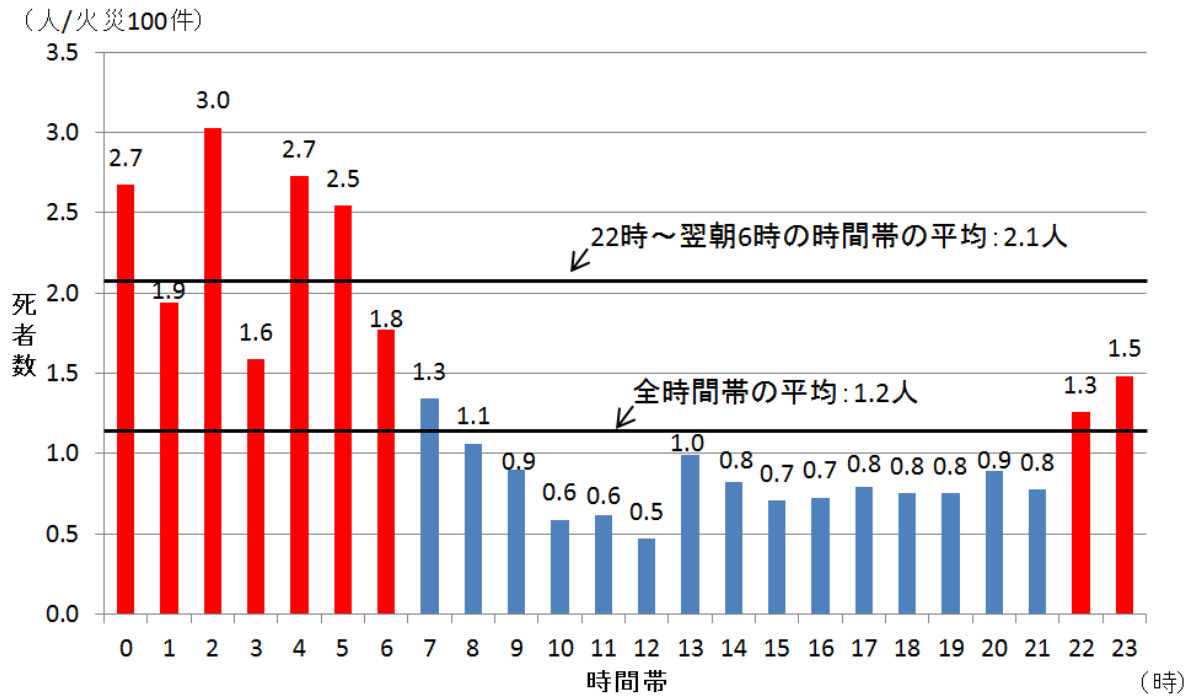


図3 過去10年間（H13～22年中）における住宅火災を除いた建物火災100件当たりの時間帯別死者発生状況

※「火災報告」により作成

※火災発生時刻が不明なものを除いた数値とした上で、火災発生件数にあつては放火によるものを、死者数にあつては放火自殺者等を除いた数値を集計したものである。

※火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、就寝時間帯の死者数の平均は2.1人で、全時間帯の平均1.2人の約1.8倍。

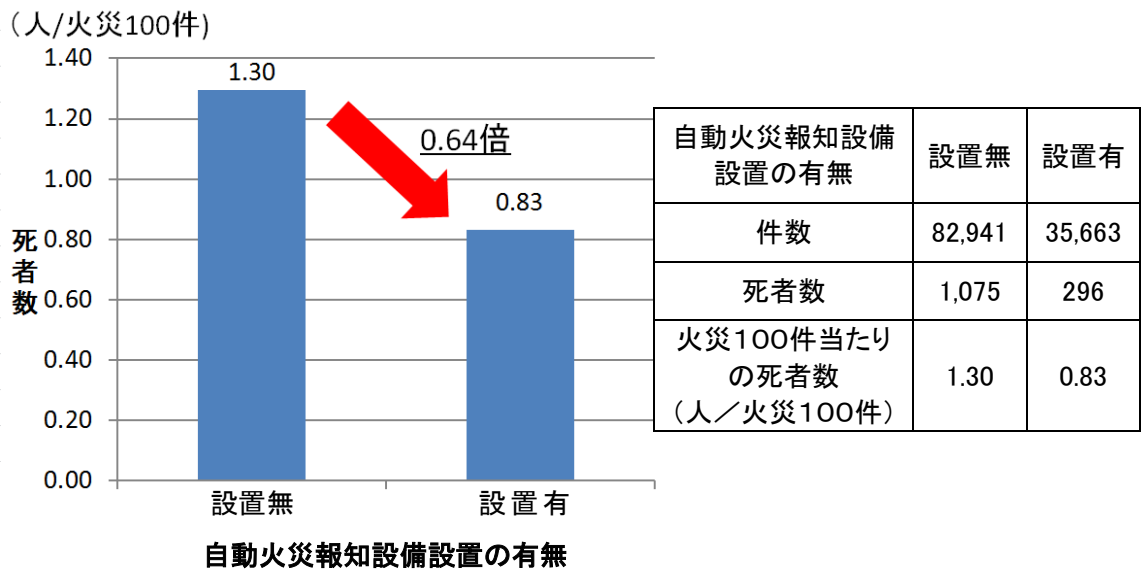


図4 過去10年間（H13～22年中）における住宅火災を除いた建物火災100件当たりの死者数と自動火災報知設備設置の有無

※「火災報告」により作成

※火災発生件数については放火によるものを除く数値を、死者数については放火自殺者等を除く数値を集計

以上のことから、ホテル・旅館等について、延べ面積300㎡未満のものに対し、自動火災報知設備の設置義務化の検討を進めるべきと考える。この場合において、他の自動火災報知設備の設置が義務付けられていない小規模な社会福祉施設（自力避難困難な者が入所する施設以外のもの）や診療所等で就寝用途を有する施設についても、火災危険性を踏まえた検討を行った上で必要な措置を講ずべきと考える。

その際には、これらの施設は自力避難が可能な者が利用する小規模施設であることを勘案し、自動火災報知設備として、住宅用火災警報器の設置を認めることについても併せて検討すべきである。

なお、消防庁では、平成22年度において、ホテル・旅館及び福祉施設等の用途に供される部分が存する防火対象物で自動火災報知設備の設置が義務付けられていないものを対象に、各消防本部を通じて住宅用火災警報器（電波により施設内の警報器が連動して鳴動するもの）を配布したところである（41,379施設に対し、331,480個を配布）。

(3) 計画的な立入検査の推進方策について

ア 立入検査に係る制度の概要

消防機関は、消防対象物の実態を把握することにより、関係者に火災予防上適切な指導を行うため、消防法第4条等の規定による立入検査権等により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

この立入検査を的確かつ効率的に実施するため、また、各消防本部の立入検査に係る規程の整備に資するため、消防庁では「立入検査標準マニュアル」を作成し、検査要領等を示している。

この立入検査標準マニュアルにおいては、重点的、効率・効果的な立入検査を実施するための計画を策定し、立入検査の必要性の検討にあたっては、一般的火災危険性のほか、予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要としている。

イ 立入検査の実施状況

平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機とした消防法の一部改正を受け、消防機関においては、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施するよう効率的、効果的な立入検査の実施に取り組んでいる。(平成22年度中の全国の消防機関が行った立入検査回数は、図5参照)。

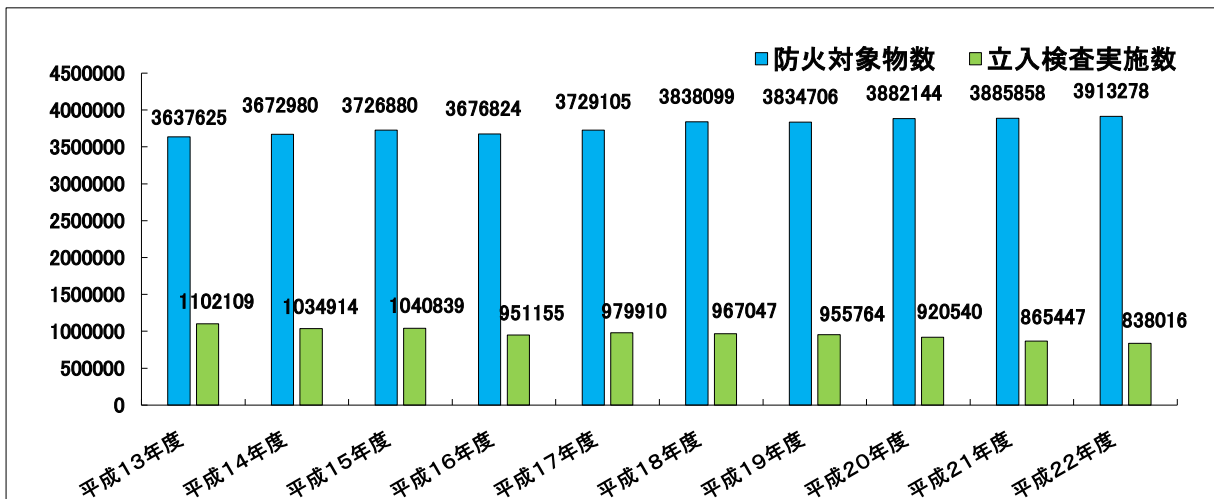


図5 防火対象物数・立入検査実施数（平成13年度～平成22年度）

しかしながら、今回の火災が発生した建物においては、9年間立入検査が行われていなかったものであり、このことに対して以下の検証結果を踏まえ、立入検査を確実に実施できる対策を講じる必要がある。

また、今回、火災が発生した建物においては、階段部分の堅穴区画がないことや、耐火建築物が義務となる建築物に、木造部分が接続されていた違法建築物であったことなどが、被害を拡大させた大きな要因である。消防本部においては、従前から建築基準法等の火災危険の観点も含めて立入検査を実施しているところであるが、

立入検査標準マニュアルにおいては、防火安全上特に重要となる建築基準法への適合状況の検査基準について明記されていないことから、既存不適格の建築物など防火対象物の危険実態に応じた立入検査を実施できるよう対策を講じる必要がある。

福山地区消防組合における検証結果

- ・ 査察規程に基づき計画するという意識が希薄であった。
- ・ 査察実施計画の作成手順がルール化されていなかった。
- ・ 査察実施計画の作成段階において、最終査察実施日を考慮していなかった。

(第3回 福山地区消防組合火災予防査察調査委員会 資料より抜粋)

ウ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

(ア) 立入検査の確実な実施

立入検査の実施状況、検証結果を踏まえ、立入検査の確実な実施を図るためには、立入検査実施計画策定時において、複数の眼で確認できる体制を構築させることが重要である。具体的には、防火対象物データベース等から、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や最終査察実施日等を勘案して判断することや、立入検査実施計画を策定する消防署内部等において、ダブルチェック体制が確立されるよう、消防本部全体で検討することにより、火災危険性が高い防火対象物について立入検査実施漏れがない体制を構築していくことが必要である。

(イ) 危険性を踏まえた立入検査の実施

立入検査は、すべての防火対象物について定期的実施することが望ましいものであるが、火災危険性が異なる防火対象物を同列にして、機械的・画一的に立入検査を実施していたのでは、人命危険の高い危険な対象物を改善させるための体制として不十分である。

このため、建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性も考慮して防火対象物の危険実態を把握していた「旧適マーク制度」の観点も加えて人命危険の高い防火対象物のふるい分けを行っていくことが重要である。

この際、前回の立入検査の状況のほか、防火対象物定期点検報告制度や消防用設備等点検報告制度などを活用し、人命危険の高い対象物の検査頻度を上げていくことや、建築部局等の関係行政機関と消防部局との間において、人命危険の高い建築物の情報に加えて、新たに把握した危険性の高い業態などの情報も共有し、防火対象物の査察の優先度を整理していくことが必要である（改正の方向性については、資料2参照）。

(4) 違反処理の推進方策について

ア 違反処理に係る制度の概要

消防機関は、立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされている。

これらの一連の処理を円滑に進めるため、消防庁では、違反の是正を迅速かつ的確に行うための処理手順、処理事項及びその解説等で構成した「違反処理標準マニュアル」を作成し、消防機関の違反是正に係る規程の整備等に資するため示している。この中で、違反処理の手順として、違反を覚知した場合、違反調査を行い、その結果に基づき、警告、命令等の手続きに進むことを示している。

また、各消防本部における違反是正を支援するため、平成22年2月から、各消防本部等からの依頼に基づき、必要な知識又は経験を有する消防職員（違反是正支援アドバイザー：参考資料5）の派遣を行うとともに、違反処理の事例等を掲載した「違反処理データベース」を消防機関向けのホームページで公開している。

イ 違反処理の実施状況

平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした消防法の一部改正を受け、消防機関においては、火災発生時における人命の危険性やその違反の重大性を踏まえ、小規模雑居ビル等の防火対象物に対する違反是正に取り組んできたところである（命令の件数の推移については、表7参照）。

表7 命令の件数の推移

命令の種類	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
防火対象物の火災予防措置命令 (消防法第5条)		14 (10)	11 (8)	11 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	2 (1)	14 (14)
防火対象物の使用禁止、停止制限命令 (消防法第5条の2)	18 (16)	3 (1)	7 (7)	5 (5)	7 (5)	8 (8)	5 (5)	11 (11)	6 (6)	8 (7)
消防吏員による火災予防、消防活動障害除去命令(消防法第5条の3)		56 (56)	365 (365)	299 (299)	320 (320)	265 (265)	304 (304)	224 (224)	239 (239)	211 (210)
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	5 (3)	14 (8)	27 (23)	12 (12)	14 (9)	0 (0)	1 (1)	13 (10)	6 (5)	9 (9)
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	9 (4)	48 (33)	69 (47)	68 (67)	25 (16)	14 (7)	36 (28)	40 (21)	53 (29)	32 (24)
合 計	32 (23)	135 (108)	479 (450)	395 (393)	372 (356)	287 (280)	346 (338)	295 (272)	306 (280)	274 (264)

※表中（ ）内は、是正された件数を表す。

しかしながら、福山地区消防組合における以下の検証結果では、今回火災が発生した建物に対しては、立入検査結果通知書を繰り返し交付することとどまり、違反処理に移行する取り組みが行われておらず、これまで行政指導が慣例化されてきたことや、改善計画書の提出を求めるなど継続した是正への取組が行われていなかったことなど、違反処理の推進に向けた体制が整っていなかったことが課題となっている。

福山地区消防組合における検証結果

- ・違反対象物に対しては、立入検査結果通知書を交付することにとどまっていた。
- ・違反事項については、相手の改善の取組に期待し、改善計画書の提出を求めるなど継続した是正への取組が行われていなかった。
- ・是正指導に従わない防火対象物の所有者等に対して、違反処理が行われていなかった。
- ・火災後の緊急調査において、5年以上査察を行っていない建物の違反率は94%であり、また75%が消防用設備の点検報告が行われていなかった。

(第4回 福山地区消防組合火災予防査察調査委員会 資料より抜粋)

ウ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

(ア) 危険性・悪質性に応じた違反処理

今回の火災における違反是正への対応を踏まえ、立入検査で見つかった違反対象物については、特に人命危険の高い対象物を選別する基準を作成し、この基準により対象物をふるい分けして、危険性や悪質性の高いものを徹底的に改善させていく対応が必要であり、その中でも特に人命危険の高い対象物には、使用停止命令を含めた厳格な措置を実施し、命令・公示を行っていく必要がある。

消防機関における違反の是正における危険性、悪質性の基準としては、以下のとおりの基準(案)とし、違反処理標準マニュアルを改正していくべきである(改正の方向性については、資料3参照)。

危険性・悪質性に係る基準(案)

- ① 火災が発生した場合に、初期消火、避難等において特に重要である消防用設備等(スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備)が設置、維持されていないもの。
- ② 建築構造等3項目(建築構造、防火区画、階段)への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反

(イ) 効率的な違反処理事務の実施

予防行政においては、違反是正に係る業務の他、住民への防火指導等による出火防止のための対策や火災発生時の人的・物的被害の軽減を図ることも重要な要素であることから、全体の業務バランスを考慮しながら、効率的に違反是正を推進していく必要がある。

このため、違反処理をさらに効果的・効率的に推進するため、命令の前段階である警告を実施する際、現在、作成に時間を要している実況見分調書の記載方法について、写真に補足説明を加えるようにするなど、記載内容の簡略化を図っていくことが適当であると考えられることから、これらを踏まえ、今後、違反処理標準マニュアルを改正していくべきである（改正の方向性については、資料3参照）。

(ウ) 建築部局と連携した違反処理の推進

危険性や悪質性の高いものを徹底的に改善させていくため、立入検査等において建築基準法の違反を覚知した場合には、建築部局と情報を共有し、一層の連携を図っていくことが必要である。

(エ) 違反是正体制の整備及び支援

今後の違反是正の推進に向けた課題としては、消防本部における業務執行体制として、違反処理を推進する専任職員の配置や、毎日勤務や交替勤務など勤務形態に応じた違反処理事務の役割分担、署の違反処理業務を消防本部が支援する体制の整備が挙げられる。

また、国の支援体制として、消防大学校において、現在の予防行政に係る研修に加えて、消防本部の幹部職員に対する違反是正に関する講義の実施や、違反是正に特化した短期間での集中的な研修を新たに実施していくべきである。

さらに、現行の違反是正支援アドバイザー制度を拡充し、弁護士による法的相談やアドバイスを得られる体制の充実についても検討するとともに、違反是正研修会を引き続き全国的に推進し、違反是正データベースシステムに違反是正支援アドバイザーの派遣事例を追加するなど、その内容を充実させていくことも検討していく必要がある。

(5) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

ア 公表制度に関する制度の概要

現在、消防法令に適合していることを示す表示として、「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」に基づく表示（参考資料6）が導入されている。

防火対象物定期点検報告制度については、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を受け、一定規模以上の特定防火対象物に対して、有資格者による点検を義務付け、点検基準に適合している場合、関係者が自ら表示することができる制度である。

また、自主点検報告表示制度については、防火対象物定期点検報告制度に該当しない比較的小規模な建築物を対象としており、点検基準に定められた項目に適している場合、消防機関に報告し、関係者が自ら表示することができるものである。

一方、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、防火対象物について火災予防上の危険があることや消防法令違反を踏まえて消防機関が「命令」を行った際の「公示」に係る規定が導入されている。

東京消防庁においては、火災予防条例に基づき、特定の違反を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合は、違反の内容をホームページや管轄消防署の窓口において防火対象物の利用者自らが安全情報を閲覧できる「違反対象物の公表制度」を制定している。

イ 公表制度に関する制度の現状

防火対象物定期点検報告制度は、その点検項目が消防法令に係るもののみであり、建築物の安全の前提となる建築構造等の適合性を踏まえた火災予防上の危険性について、利用者に周知する制度とはなっておらず、また、当該制度の対象も、収容人員300人以上の建築物と、屋内の階段が1つで地階又は3階に特定用途がある建築物に限定されている。

また、自主点検報告表示制度においても、建築構造等の適合性を踏まえた火災予防上の危険性について、利用者に周知する制度となっていない状況にある。

ウ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

(ア) 旧適マーク制度の再評価

ホテル・旅館等は、不特定多数の者が利用する就寝施設であり、またその利用者は、その地域の住民に限らず全国から集まるため、建築物の防火安全に関する情報を有していないことがほとんどである。

こうしたホテル・旅館等の不特定多数の者を収容する建築物の火災による惨事を防止するためには、建築物の関係者自らが防火に対する認識を高め対応するとともに、必要な場合には消防機関が消防法令違反に対して厳格に違反是正を図る

ことが前提であるが、住民に対して建築物の防火管理、消防用設備等の設置状況とともに、重要な建築基準への適合性を提供し、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことも必要である。

こうした必要性から、平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新たな制度として構築することも一つの方策となり得るものと考えられる。

「旧適マーク制度」については、火災危険性の評価や公表等の仕組みが的確に整理されており、広く国民、関係業界にも浸透していた制度であったが、歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、防火対象物定期点検報告制度が導入されたことを契機に廃止されたものである。また、「旧適マーク制度」は、申請主義ではなく該当する対象を全て検査対象としていたことから、立入検査等の業務に多大な消防職員の体制を必要としていたとの指摘がある。

東京消防庁では、「旧適マーク制度」の廃止後、総合的な防火安全性の認定に関するホテル業界等からの要望もあり、申請に基づき、消防法令に加えて建築基準への適合性も確認する「優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）」を発足している。

今後、新たな表示制度を整備する場合は、消防の検査等の負担を軽減することが必要である。

(イ) 新たな表示制度の検討

総合的に考慮すると、消防法令に加えて重要な建築基準への適合性も確認していた「旧適マーク制度」の点検項目を基本として、事業者の申請に基づき消防機関が認定する制度を、防火対象物定期点検報告制度等の活用や建築部局との情報共有により消防の検査等の負担の軽減を図り整備することが必要である（資料4）。また、ホテル・旅館等の利用者がその地域の住民に限らず全国から集まることから、統一的な運用が望ましいものであり、国民の理解の促進のためにも、現在の各種制度（防火対象物定期点検報告制度、防火対象物定期点検報告制度の特例認定、自主点検報告表示制度）や表示（マーク）について、混乱を生じないよう整理するとともに、運用にあたっては、小規模施設に配慮していくことが望まれる。さらに、インターネット等による宿泊予約が多く利用されてきているため、インターネット時代に対応した公表の方法についても検討する必要がある。

なお、東京消防庁が制度化している「違反対象物の公表制度」については、各消防本部への情報提供を行い、管内の違反の状況等を踏まえて検討を要請することが適当である。

5 さらなる検討事項等について

火災危険性の高い違対象物を徹底的に改善させていくため、各消防本部における業務執行体制の充実を図る必要があり、違反処理を推進する専任職員の配置や、毎日勤務や交替勤務など勤務形態に応じた違反処理事務の役割分担、署の違反処理業務を消防本部が支援する体制の整備を挙げたところである。

これに際して、小規模な消防本部では、予防・査察業務の専任の担当職員の確保が困難であることや担当職員の専門知識の習得に苦慮している等、予防業務担当者の育成が課題となっている状況も見受けられる。このため、小規模な消防本部における、予防業務担当者の育成や教育・資質向上に係る支援等についての検討が必要である。

なお、福山市ホテル火災の火災原因調査が進行中であることを踏まえ、当該調査結果を踏まえ、更なる検討事項の再点検が必要である。

○調査結果概要

調査全数	797 対象	
何らかの消防法令違反があるもの	549 対象	68.9%
重大な違反があるもの	47 対象	5.9%

※ 調査については、棟単位で実施したもの。

※ 重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

○規模別施設数

延べ面積	施設数	割合
300㎡未満	10	1.3%
300㎡以上500㎡未満	69	8.7%
500㎡以上700㎡未満	139	17.4%
700㎡以上1,400㎡未満	269	33.8%
1,400㎡以上2,100㎡未満	114	14.3%
2,100㎡以上	196	24.6%

○消防法令違反の状況

調査項目	義務施設数	違反施設数	違反率	違反処理等の状況			
				行政指導	警告書の交付	命令書の交付	
消防用設備等	消火器具	797	78	9.8%	76	2	0
	屋内消火栓設備	426	109	25.6%	106	3	0
	スプリンクラー設備	56	14	25.0%	14	0	0
	自動火災報知設備	791	249	31.5%	248	1	0
	消防機関へ通報する火災報知設備	631	70	11.1%	69	1	0
	非常警報設備（器具）	679	60	8.8%	58	2	0
	避難器具	455	74	16.3%	73	1	0
	誘導灯	797	209	26.2%	206	3	0
	その他の消防用設備等	341	32	9.4%	31	1	0
防火管理	防火管理者	797	67	8.4%	67	0	0
	消防計画	797	95	11.9%	93	1	1
	消防訓練	797	353	44.3%	351	1	1
防災規制	797	210	26.3%	209	1	0	
消防用設備等点検結果報告	797	186	23.3%	185	1	0	
防火対象物点検結果報告	348	129	37.1%	128	0	1	
避難上必要な施設等の管理	797	113	14.2%	110	3	0	
その他の消防法令違反	797	135	16.9%	134	1	0	

○消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホースの耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	791	17	232	感知器の一部未警戒

ホテル・旅館等に係る緊急調査結果【都道府県別】

都道府県	施設数	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施			消防用設備等点検結果報告		
		義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率
北海道	9	8	0	0.0%	5	4	80.0%	9	1	11.1%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
青森県	19	10	3	30.0%	2	1	50.0%	18	8	44.4%	19	6	31.6%	19	3	15.8%
岩手県	16	12	3	25.0%	0	0	0.0%	16	4	25.0%	16	6	37.5%	16	2	12.5%
宮城県	2	1	0	0.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
秋田県	9	2	0	0.0%	0	0	0.0%	8	3	37.5%	9	4	44.4%	9	2	22.2%
山形県	3	2	2	100.0%	0	0	0.0%	3	2	66.7%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
福島県	39	34	9	26.5%	5	2	40.0%	39	18	46.2%	39	25	64.1%	39	13	33.3%
茨城県	14	8	1	12.5%	1	0	0.0%	14	5	35.7%	14	3	21.4%	14	4	28.6%
栃木県	29	25	14	56.0%	4	2	50.0%	29	14	48.3%	29	12	41.4%	29	6	20.7%
群馬県	6	3	0	0.0%	0	0	0.0%	6	5	83.3%	6	6	100.0%	6	3	50.0%
埼玉県	2	1	1	100.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
千葉県	11	5	2	40.0%	0	0	0.0%	11	6	54.5%	11	8	72.7%	11	6	54.5%
東京都	38	13	1	7.7%	1	0	0.0%	38	7	18.4%	38	10	26.3%	38	7	18.4%
神奈川県	39	9	1	11.1%	0	0	0.0%	39	17	43.6%	39	26	66.7%	39	4	10.3%
新潟県	6	5	1	20.0%	0	0	0.0%	6	4	66.7%	6	4	66.7%	6	1	16.7%
富山県	5	2	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	5	2	40.0%	5	1	20.0%
石川県	7	4	2	50.0%	2	2	100.0%	7	5	71.4%	7	5	71.4%	7	1	14.3%
福井県	6	3	2	66.7%	0	0	0.0%	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	3	50.0%
山梨県	15	10	4	40.0%	2	0	0.0%	15	4	26.7%	15	10	66.7%	15	6	40.0%
長野県	45	26	7	26.9%	3	0	0.0%	42	18	42.9%	45	28	62.2%	45	14	31.1%
岐阜県	48	36	1	2.8%	2	0	0.0%	48	5	10.4%	48	8	16.7%	48	3	6.3%
静岡県	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
愛知県	31	16	7	43.8%	1	1	100.0%	31	10	32.3%	31	15	48.4%	31	6	19.4%
三重県	18	11	4	36.4%	0	0	0.0%	18	4	22.2%	18	13	72.2%	18	9	50.0%
滋賀県	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
京都府	12	6	0	0.0%	0	0	0.0%	12	5	41.7%	12	8	66.7%	12	3	25.0%
大阪府	64	31	7	22.6%	2	0	0.0%	64	20	31.3%	64	10	15.6%	64	15	23.4%
兵庫県	25	14	0	0.0%	2	0	0.0%	25	3	12.0%	25	7	28.0%	25	4	16.0%
奈良県	18	15	1	6.7%	2	0	0.0%	18	2	11.1%	18	10	55.6%	18	3	16.7%
和歌山県	22	16	3	18.8%	1	0	0.0%	22	0	0.0%	22	8	36.4%	22	3	13.6%
鳥取県	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
島根県	4	2	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	4	2	50.0%	4	0	0.0%
岡山県	20	10	6	60.0%	0	0	0.0%	20	13	65.0%	20	16	80.0%	20	10	50.0%
広島県	31	12	1	8.3%	3	0	0.0%	31	5	16.1%	31	4	12.9%	31	4	12.9%
山口県	25	7	0	0.0%	0	0	0.0%	25	4	16.0%	25	0	0.0%	25	4	16.0%
徳島県	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	3	100.0%	3	1	33.3%
香川県	7	5	2	40.0%	2	0	0.0%	7	2	28.6%	7	2	28.6%	7	2	28.6%
愛媛県	11	3	3	100.0%	0	0	0.0%	11	4	36.4%	11	7	63.6%	11	3	27.3%
高知県	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	1	33.3%
福岡県	29	7	2	28.6%	0	0	0.0%	28	6	21.4%	29	11	37.9%	29	5	17.2%
佐賀県	6	4	1	25.0%	1	0	0.0%	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	1	16.7%
長崎県	19	5	1	20.0%	1	1	100.0%	19	2	10.5%	19	9	47.4%	19	3	15.8%
熊本県	10	7	2	28.6%	0	0	0.0%	10	4	40.0%	10	7	70.0%	10	3	30.0%
大分県	22	13	9	69.2%	0	0	0.0%	22	11	50.0%	22	19	86.4%	22	8	36.4%
宮崎県	11	3	0	0.0%	0	0	0.0%	11	2	18.2%	11	7	63.6%	11	2	18.2%
鹿児島県	12	8	2	25.0%	4	0	0.0%	12	3	25.0%	12	5	41.7%	12	5	41.7%
沖縄県	21	10	4	40.0%	10	1	10.0%	21	14	66.7%	21	16	76.2%	21	11	52.4%
合計	797	426	109	25.6%	56	14	25.0%	791	249	31.5%	797	353	44.3%	797	186	23.3%

新	旧
<p>は、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、<u>以下に掲げる事項を考慮することが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況</u> ・<u>火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い</u> ・<u>気候風土等による予防行政需要の地域特性</u> ・<u>建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況</u> ・<u>その他火災予防上の必要性等</u> <p><u>これらにより、立入検査の優先順位を決定し</u>、その検査方法や実施者等を定める<u>など</u>、消防組織法第6条（市町村の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。</p> <p>このためには、<u>査察台帳、防火対象物データベース</u>等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施と<u>ならないよう、複数の視点から確認するチェック体制を構築することが必要である。</u></p> <p>また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。</p> <p><u>さらに、防火安全上特に重要である建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況については、建築部局において保有している定期報告や防災査察等の情報を共有することが必要であり、消防機関において他法令に違反の疑いがある場合には、関係行政機関と連携していくことが重要である。</u></p>	<p>は、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、<u>過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により</u>、消防組織法第6条（市町村の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。</p> <p>このためには、<u>査察台帳</u>等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施となることを防止できる体制作り</p> <hr/> <p><u>が必要である。</u></p> <p>また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第 1 違反処理基準 4 違反調査の実施 (2) 違反調査の方法</p> <p style="text-align: center;">解説等</p> <p>実況見分 ・実況見分調書の作成 <u>違反処理を効果的・効率的に推進するため、以下に掲げる内容で実況見分調書を作成するが、写真に補足説明を加えるようにするなど、実況見分調書の記載内容を簡略化しても差し支えない。</u> <u>なお、告発の場合における実況見分調書については、事前に捜査機関と相談しておくことが望ましい。</u></p> <p>① 実況見分 (略)</p>	<p>第 1 違反処理基準 4 違反調査の実施 (2) 違反調査の方法</p> <p style="text-align: center;">解説等</p> <p>実況見分 ・実況見分調書の作成</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>① 実況見分 (略)</p>
<p>第 1 違反処理要領 7 命令書の交付 (3) 命令要件の確認</p> <p style="text-align: center;">解説等</p> <p>命令の要件 命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。 <u>特に、火災が発生した場合の危険性や悪質性の高いものは、徹底的に改善させていく対応が必要であり、その中でも特に人命危険の高い対象物には、使用停止命令を含めた厳格な措置を実施し、命令・公示を行っていく必要がある。</u></p>	<p>第 1 違反処理要領 7 命令書の交付 (3) 命令要件の確認</p> <p style="text-align: center;">解説等</p> <p>命令の要件 命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

新	旧
<p>第2 違反処理基準</p> <p>③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）</p> <p>1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難、その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p>	<p>第2 違反処理基準</p> <p>③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）</p> <p>1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難、その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p>
<p style="text-align: center;">事例／履行期限等</p> <p>【適用要件の意義】</p> <p>事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去の命令を命じたが、何も措置していないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了しないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備等の設置工事の工事発注が完了しているが、未だに工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない</p> <p>【事例】</p> <p>○法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなけれ</p>	<p style="text-align: center;">事例／履行期限等</p> <p>【適用要件の意義】</p> <p>事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去の命令を命じたが、何も措置していないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了しないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備等の設置工事の工事発注が完了しているが、未だに工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない</p> <p>【事例】</p> <p>○法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなけれ</p>

新	旧
<p>ば人命危険が排除できない場合</p> <p>○法第 17 条の 4 第 1 項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>○法第 17 条の 4 第 1 項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物が建築構造等、防火区画又は階段が構造不適若しくは機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>	<p>ば人命危険が排除できない場合</p> <p>○法第 17 条の 4 第 1 項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

新	旧
<p>第2 違反処理基準</p> <p>③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）</p> <p>2 法第5条等の規程による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	<p>第2 違反処理基準</p> <p>③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）</p> <p>2 法第5条等の規程による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>
<p>事例／履行期限等</p>	<p>事例／履行期限等</p>
<p>【事例】</p> <p>○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの）</p> <p>○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの</p> <p>イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの</p> <p>ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの</p> <p>○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの</p> <p>イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>	<p>【事例】</p> <p>○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの）</p> <p>○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの</p> <p>イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの</p> <p>ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの</p> <p>○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの</p> <p>イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>原則、即時</p>

新	旧
<p>【事例】 ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存して消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により、避難経路から出入口に容易に到達できない場合等） <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又は機能を失っているもの</p> <p>ウ <u>主要構造部が構造不適なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不能となっているもの</u></p> <p>【履行期限】 原則、即時</p> <p>注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。 注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又</p>	<p>【事例】 ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存して消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの</p> <p>ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により、避難経路から出入口に容易に到達できない場合等） <p>イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又は機能を失っているもの</p> <p>ウ _____防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不能となっているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p> <p>注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。 注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又</p>

新	旧
<p>は防火対象物全体での過半をいう。</p> <p>注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</p>	<p>は防火対象物全体での過半をいう。</p> <p>注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。</p>

新たな表示制度について（案）

1 目的

旅館・ホテル等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火管理体制の重要性にかんがみ、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置及び維持管理を促進するとともに、その情報を住民に公開するため、防火上一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の「表示」を行う。

2 対象

消防法第8条の適用があり、かつ階数が3以上で、5項イ又は5項イの用途がある16項イの防火対象物。

その他の用途については、消防本部において地域実情を考慮し対象とする。

（5項イ又は5項イの用途がある16項イを対象とした考え方）

- ・不特定多数の者が利用する就寝施設であること。
- ・利用者が当該消防本部管轄内の住民に限られないこと。

3 表示基準（点検項目）

- ・防火管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・現行の建築基準法令基準（構造・防火区画・階段）に適合していること。

4 表示マークの交付

- (1) 消防長又は消防署長は、防火対象物の関係者からの申請により表示のための立入調査を行い、「表示基準」に基づき審査を行い適合していると認める場合に表示マークを交付する。この際、防火対象物定期点検報告制度や自主点検報告表示制度等の結果を活用する。また、立入調査は可能な場合「防火対象物の点検及び報告の特例」の認定の検査に際して実施する。
- (2) 表示マークの有効期間は最大3年とする。

5 表示マークの返還

消防長又は消防署長は、有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する防火対象物の関係者については、表示マークを返還させるものとする。

- (1) 火災が発生した防火対象物（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものについて除く。）
- (2) 立入検査等によって表示基準に適合しないことが明らかとなった防火対象物

6 表示マークの再交付

5の規定により表示マークを返還させた防火対象物において、その後の立入検査等によって所用の是正措置がとられたと認められ、かつ、違反が繰り返されるおそれがないと判断される場合には、表示マークを再交付する。





7 現行表示マークとの関係

現行の「防火対象物の点検及び報告」並びに「防火対象物の点検及び報告の特例」に係る表示マークについては、新たな表示マークと明確に識別できるよう変更する。

各制度の主な点検項目の相違

検査項目	各制度 根拠条文	防火対象物 定期点検 報告制度	防火対象物定 期点検報告の 特例認定制度	自主点検 報告表示 制度	新たな 表示制度
		法 8 条 の 2 の 2	法 8 条 の 2 の 3	通知	
					
防火管理者	8①	○	○	○	○
消防計画	8①	○	○	○	○
火災予防上の自主検査	8①	○	○	○	○
訓練	8①	○	○	○	○
共同防火管理協議事項	8の2	○	○	○	○
防火・避難施設等管理	8の2の4	○	○	○	○
防災対象物品の使用	8の3	○	○	○	○
消防用設備等の点検報告	17の3の3		○		○
防火管理体制指導マニュアル	通知	△※	△※	△※	○
消防用設備等の設置	17	○	○	○	○
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	9の3	○	○	○	○
危険物施設等	3章				○
少量危険物・指定可燃物	9の4	○	○	○	○
火気使用設備・器具	9	○	○	○	○
建築構造等（建築構造等・防火区画・階段）	建基法令				○
管理開始から3年経過	8の2の3①		○		
過去3年間の命令の有無	8の2の3①		○		
定期点検報告	8の2の2①		○		

※ 指導の対象となるが義務付けでない

防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告制度
<p>対象 特定用途防火対象物(※)で、次にいずれかに掲げるもの ①収容人員が300人以上 ②屋内の階段が1つで、地階又は3階以上に特定用途があるもの</p>	<p>対象 左記以外のホテル、旅館等(5項イ)又は5項(イ)の用途がある複合用途(16項イ)で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの</p>
<p>有資格者による点検により基準に適合している場合、関係者自ら表示</p> <p>申請に基づき、消防機関が適合していると判断した場合、関係者自ら表示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>表示変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>防火対象物定期点検済</p> <p>年 月 日</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>表示変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>防火対象物定期点検認定済</p> <p>年 月 日</p> <p>● 消防本部</p> </div> </div> </div>	<p>防火管理者等が点検し基準に適合している場合、関係者自ら表示</p> <div style="text-align: center;">  <p>廃止・新制度に包含</p> </div>
<p>新たな表示制度</p>	
<p>対象 ホテル、旅館等(5項(イ))又はホテル、旅館等(5項(イ))の用途がある複合用途(16項イ)で、収容人員30人以上かつ3階以上のもの その他の用途は、地域実情に応じて実施可能</p>	
<p>申請に基づき、消防機関が適合していると判断した場合、消防機関が関係者に交付し自ら表示</p> <div style="text-align: center;">  </div>	

(※)劇場等(1項)・キャバレー、カラオケボックス等(2項)・飲食店等(3項)・百貨店等(4項)・ホテル、旅館等(5項(イ))・病院、社会福祉施設等(6項)・公衆浴場等(9項(イ))・地下街(16の2項)・複合用途(16項イ)

消 防 予 第 181 号
平成 24 年 5 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について

5月13日早朝に発生した広島県福山市の宿泊施設の火災（別紙1参照）において死者7人、負傷者3人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。

- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

広島県福山市ホテル火災（第4報）

消 防 庁
平成24年5月13日
19時00分現在

- 1 発生日時等
発生日時：平成24年 5月13日 調査中
覚知時刻：平成24年 5月13日 6時58分
鎮圧時刻：平成24年 5月13日 8時57分
鎮火時刻：平成24年 5月13日10時10分
- 2 発生場所
住 所：広島県福山市西桜町1丁目12-24
用 途：ホテル（5項イ）
- 3 建物概要
構造：RC造一部木造
階数：4階建て
建築面積：513㎡
延面積：1,361㎡
1階：駐車場
2階：客室
3階：客室
4階：機械室
焼損程度：全焼
焼損床面積：調査中
- 4 死傷者等
(1) 人的被害
死 者： 7人（女性4名、男性3名）
負傷者： 3人（重症2人、軽症1人）
※負傷者については全員病院搬送済み

(2) 建物被害
出火建物：全焼、焼損床面積調査中
- 5 火災原因等
調査中
- 6 消防用設備等の設置状況
調査中
- 7 防火管理の状況
調査中

8 最新の立入検査
調査中

9 消防庁の対応

5月13日(日) 8時45分 広島県から第1報受領
消防庁予防課において災害対策室を設置し、情報収集を実施中

9時05分 広島県から第2報受領

9時27分 広島県から第3報受領

9時48分 広島県から第4報受領

10時16分 広島県から第5報受領

10時50分 広島県から第6報受領

11時45分 広島県から第7報受領

12時30分 広島県から第8報受領

13時37分 広島県から第9報受領

15時30分 現地調査のため消防庁職員2名及び消防大学校消防研究センターの職員5名を現地へ派遣

※現地派遣者による調査は消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査とする。

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533

消防予第 188 号
平成 24 年 5 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について

5 月 13 日に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、消防庁では「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成 24 年 5 月 14 日付け消防予第 181 号）を発出し、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するため、ホテル・旅館等について下記により建築部局と連携し緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

以下の条件を全て満たす防火対象物で、3 階以上（地階を除く。）で収容人員 30 人以上のものとする。

- (1) 消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる用途に供するもの
- (2) 昭和 46 年以前に新築された防火対象物（現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く。過去、「適マーク」を交付したことがある防火対象物については適合していると判断して差し支えない。）

2 調査内容

別紙 1 の調査様式により、別紙 2 の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。）

調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いいたします。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

5 回答期限

平成24年8月15日（水）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、別添のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から通知がなされているところであり、以下の点に留意し、調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、国土交通省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(1) 調査対象及び調査結果について建築部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。

(2) 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。

(3) 消防法令違反への是正指導等においては、必要に応じて建築部局と連携を図ること。

消防庁予防課 齋藤・亀山

(e-mail : a.kameyama@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

ホテル・旅館等に係る緊急調査における調査様式の記入要領

第1 調査様式について

調査の実施にあたっては、建築部局等と可能な限り連携を図ること。

→ 調査様式の入力にあたっては、棟単位で記入する。

第2 「整理番号欄」中の「棟の個別番号」について

一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とするとともに各棟について個別番号を記入すること。

第3 「(1) 面積」について

当該防火対象物の延べ面積を記入する。(小数点第2位まで)

第4 「(2) 収容人員」について

当該防火対象物の収容人員を記入する。なお、令2条を適用する防火対象物にあつては、棟の個別番号を記入するとともに、その棟ごとの収容人員を記入すること。

第5 「(3) 建築物種別」について

次の区分により記入すること。

- 1・・・耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。）
- 2・・・準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に定めるものをいう。）
- 3・・・その他（上記に掲げる建築物以外のものをいう。）

第6 「(4) 消防用設備等」について

各消防用設備等について、現在把握している状況をそれぞれ記入すること。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り
- 3・・・義務無し

第7 「(5) 防火管理等」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。

なお、令第2条を適用する防火対象物にあつては、一の防火対象物としてみなした防火管理の状況を記入するものとし、各棟とも同じ内容とすること。

- ・「防火管理者」
 - 1・・・選任
 - 2・・・未選任
 - 3・・・義務無し
- ・「消防計画」
 - 1・・・届出済
 - 2・・・未届
 - 3・・・義務無し

・「消防訓練」（直近1年間の状況について記入すること。）

- 1・・・実施
- 2・・・未実施
- 3・・・義務無し

第8 「(6) 防災規制」について

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

第9 「(7) 消防用設備等点検結果報告」について

直近1年間の状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し

第10 「(8) 防火対象物点検結果報告」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。なお、管理権原が分かれている場合は、全ての管理権原者から報告がなされている場合は1を、一部報告されている場合は2を記入すること。

- 1・・・報告済
- 2・・・一部報告
- 3・・・未報告
- 4・・・義務無し

第11 「(9) 避難上必要な施設等の管理」及び「(10) その他の消防法令違反」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

第12 「(11) 建築基準法令の適合状況」について

各項目について、建築行政機関との合同立入検査又は情報提供等により判明した建築基準法令の違反状況を記入すること。

なお、既存不適格又は建築基準法令違反の場合は2を記入すること。

- 1・・・現行基準に適合
- 2・・・現行基準に不適合
- 3・・・不明

第13 「(12) 違反処理等の状況」※最新の状況で記入して下さい。

現在の違反の指導状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・行政指導
- 2・・・警告書の交付
- 3・・・命令書の交付

国住指第453号
平成24年5月16日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

5月13日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災により死者7名、負傷者3名を出す惨事となったことは、まことに遺憾である。

この火災については現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今般、このホテルには建築基準法に違反する事項があったにもかかわらず、速やかに建築基準法に基づく是正措置がなされなかったことが判明したところである。かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記によりホテル・旅館等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が3階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和46年以前に新築されたもの

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成24年8月15日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

- ア. 点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導等を行うこと。
- イ. 別添のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに通知されているので、点検に当たっては、これらを参考に消防部局と十分に連携を図ること。また、調査対象及び調査結果について消防部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。なお、本件については消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。
- ウ. 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。
- エ. 1. の点検対象以外の施設についても、他部局から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 前田、小出、森口

電 話 03-5253-8111 (内線39-567、39-569)

F A X 03-5253-1630

mailto: koide-y2gg@mlit. go. jp

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

都 道 府 県 名

担当部課(係)名

担 当 者 名

連絡先(電話)

メールアドレス

建築基準法令への適合状況

	件数(件)	割合(%)
「1. 点検対象」に該当するもの		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		

福山市ホテル火災について

住宅局建築指導課
平成24年5月16日

1. 火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成24年5月13日（日） 覚知6時58分

発生場所：広島県福山市西桜町1-12-24 ホテル・プリンス

被害者：死者7人（男性3人、女性4人）

負傷者3人（重傷2人、軽傷1人）

火災概要：全焼

2. 建物の概要（総務省消防庁による）

構造：鉄筋コンクリート造（2階部分一部木造）

階数：4階建て

用途：ホテル

建築面積：513㎡ 延べ面積：1361㎡

1階：駐車場

2階：客室

3階：客室

4階：機械室

3. 建築経過

昭和35年8月18日 建築確認

・木造2階建て建築物 旅館、延べ面積357㎡

昭和42年6月7日 建築確認

・鉄筋コンクリート造3階建て（塔屋付き）建築物、ホテル、延べ面積912㎡

昭和43年2月13日 完了検査

※ その後建築確認申請はなされていない。

4. 建築基準法令違反

用途による耐火建築物要求（3階建て以上のホテルは耐火建築物とすること）への不適合（建築基準法第27条）等

※ 福山市は、昭和60年から平成23年まで計6回防災査察を実施。現行法に不適合の事項について改善の指示。なお、当時福山市はこの建築物を既存不適格として扱っていた。

福山市ホテル火災 消防庁長官調査中間報告について

1 はじめに

(1) 火災の概要

ア 発生日時等

発生日時	平成24年5月13日(日)	調査中
覚知日時	平成24年5月13日(日)	6:58
鎮圧日時	平成24年5月13日(日)	8:57
鎮火日時	平成24年5月13日(日)	10:10

イ 発生場所

広島県福山市西桜町一丁目12-24
ホテルプリンス

ウ 気象状況

天気：晴れ、風向：北、風速1.2m/s、気温11.0度、相対湿度60%

エ 焼損程度、類焼建物

焼損程度	全焼
類焼建物	木造2階建、店舗併用住宅 半焼

オ 死傷者

死者	7名(男性3名、女性4名)
負傷者	3名(女性3名)

(2) 消防庁の対応

ア 5月13日(日)～15日(火)

5月13日(日)

8時45分 広島県から第1報を受領

15時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく、「消防庁長官の火災原因の調査(特に必要があると認めた場合)」として、消防庁及び消防研究センターから7名の職員を現地に派遣した。

現地到着後、福山地区消防組合消防局と打合せを実施した。

5月14日(月) 消防庁及び消防研究センターの7名の職員により、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

5月15日(火) 消防研究センターの5名の職員により、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

イ 6月5日(火)～7日(木)

消防研究センターから7名の職員を現地に派遣し、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

ウ 9月12日(水)

消防研究センターから5名の職員を派遣し、福山地区消防組合消防局とともに現場検証を実施した。

2 建築物の概要

(1) 建築構造

ア 用途	ホテル (5) 項イ
イ 構造・階数	鉄筋コンクリート造 (RC 造) 4 階建及び木造 2 階建
ウ 建築年	昭和 3 5 年 木造 2 階建を建築 昭和 4 3 年 鉄筋コンクリート造 4 階建を建築 その後、接続して一体利用
エ 建築面積	5 1 3 m ²
オ 延べ面積	1, 3 6 1 m ²
カ 各階用途	1 階：駐車場・受付事務所、2 階・3 階：客室、4 階：機械室

(2) 消防用設備等の設置状況

今回の建物における消防用設備等については、以下の設備が設置されている。

	消防用設備等	設置基準
消火設備	消火器	延べ面積 1 5 0 m ² 以上
	屋内消火栓	延べ面積 7 0 0 m ² 以上
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積 3 0 0 m ² 以上
	漏電火災警報器	延べ面積 1 5 0 m ² 以上、かつラスモルタルのもの
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積 5 0 0 m ² 以上
避難設備	誘導灯・誘導標識	全部

3 火災の状況

(1) 火災発生当時の宿泊者の状況・従業員の状況

火災発生当時の宿泊者については13名であり、それぞれの位置については別図のとおりである。またこの他、従業員1名が勤務していたが、火災発生時の位置については、現在調査中である。

(2) 出火場所

事務室から何らかの原因により出火したものと推定される。

(3) 出火原因

現在調査中。

(4) 火災延焼拡大の状況

以下のような状況により延焼拡大したものと推測される（別図のとおり）。

- 事務室から出火した火災は、木造部分の天井面を燃え抜け2階リネン室に延焼したほか、天井の配管貫通部から2階のパイプスペース内に延焼した。また、事務室から炊事場に延焼し、炊事場の木造部分の天井面を燃え抜け2階客室に延焼した。
- 階段部分は防火区画（たて穴区画）がないため発生した火災や煙は上階に拡大した。
- 更に、煙は廊下を経由して各客室に流入した。

(5) 消防用設備等の機能の状況

自動火災報知設備の受信機については、木造建物部分と耐火建物部分の2つの系統に分かれて事務室内に設置されていたが相互に連動していない。

また、消火器及び屋内消火栓設備については、使用された形跡がない。

(6) 避難の状況（死者発生状況）

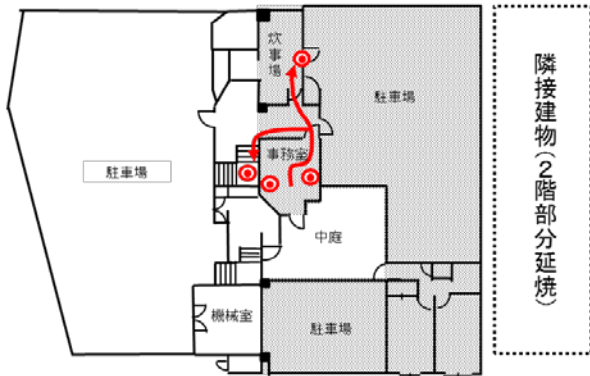
火災当時、2階耐火建物部分に宿泊していた9名のうち、3名が避難し、1名が救助（5名が死亡）され、2階木造建物部分に宿泊していた1名については避難している。また3階耐火建物部分に宿泊していた3名のうち1名が避難（2名が死亡）している。従業員1名については、火災発生当時の位置は現在調査中であるが避難している。

4 多数の死者、負傷者が発生した要因

火災原因については現在調査中であるが、多数の死者、負傷者が発生した要因は、以下の点が考えられる。

- 建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- 階段部分の防火区画（たて穴区画）が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大し、煙が各客室に流入したこと。
- 消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。

【1階平面図】



(凡例)

- 死者
- 生存者

※ 図は宿泊者のみを示しており、火災発生時の従業員(1名)の位置は調査中。

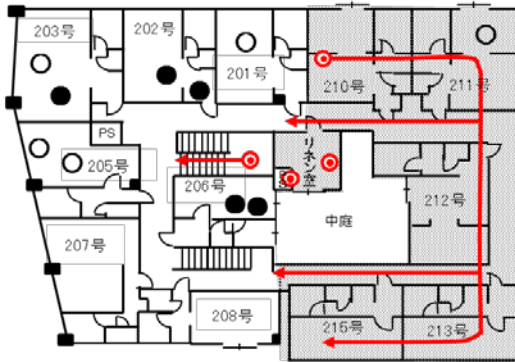
→ 延焼経路

◎ 垂直方向の延焼

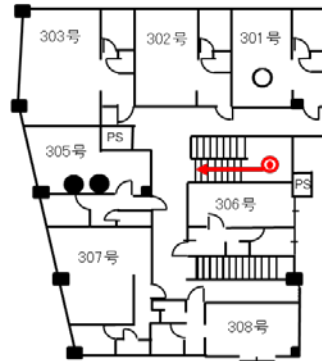
□ 鉄筋コンクリート造

■ その他の構造

【2階平面図】



【3階平面図】



建物外観写真（建物北東側から撮影）



平成 24 年 10 月 2 日
 国 土 交 通 省
 住 宅 局 建 築 指 導 課

ホテル・旅館等に係る緊急点検結果について

平成 24 年 5 月 13 日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災を受け、「ホテル・旅館等に係る緊急点検について」（平成 24 年 5 月 16 日付け国住指第 453 号）により、全国の特定行政庁に依頼したホテル・旅館等に係る緊急点検の結果をとりまとめましたので、公表いたします。

1. 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が 3 階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和 46 年以前に新築されたもの

2. 点検事項

建築基準法令への適合状況

3. 点検結果概要（平成 24 年 8 月 15 日現在における都道府県からの報告による）
 建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

	件数	割合
建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館（3 階以上（地階を除く。）であり、昭和 46 年以前に新築されたもの）（A）	1,840 件	
建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反を把握したものの件数（B）	867 件	B/A= 47.1%
是正指導を行ったものの件数（C）	765 件	C/B= 88.2%
是正済のものの件数（D）	18 件	D/B= 2.1%
是正指導予定のもの等の件数（E）	102 件	E/B= 11.8%

(主な違反の内容) ※物件によっては複数の違反あり

	件数	上記表(A)に対する割合
非常用照明装置関係	410 件	22.3%
耐火建築物関係	395 件	21.5%
防火区画関係	346 件	18.8%
排煙設備関係	220 件	12.0%
直通階段関係	160 件	8.7%
内装制限関係	138 件	7.5%
廊下の幅員関係	95 件	5.2%
非常用進入口関係	76 件	4.1%
間仕切壁関係	73 件	4.0%
敷地内通路関係	66 件	3.6%

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 前田 亮 (内線 39-532)

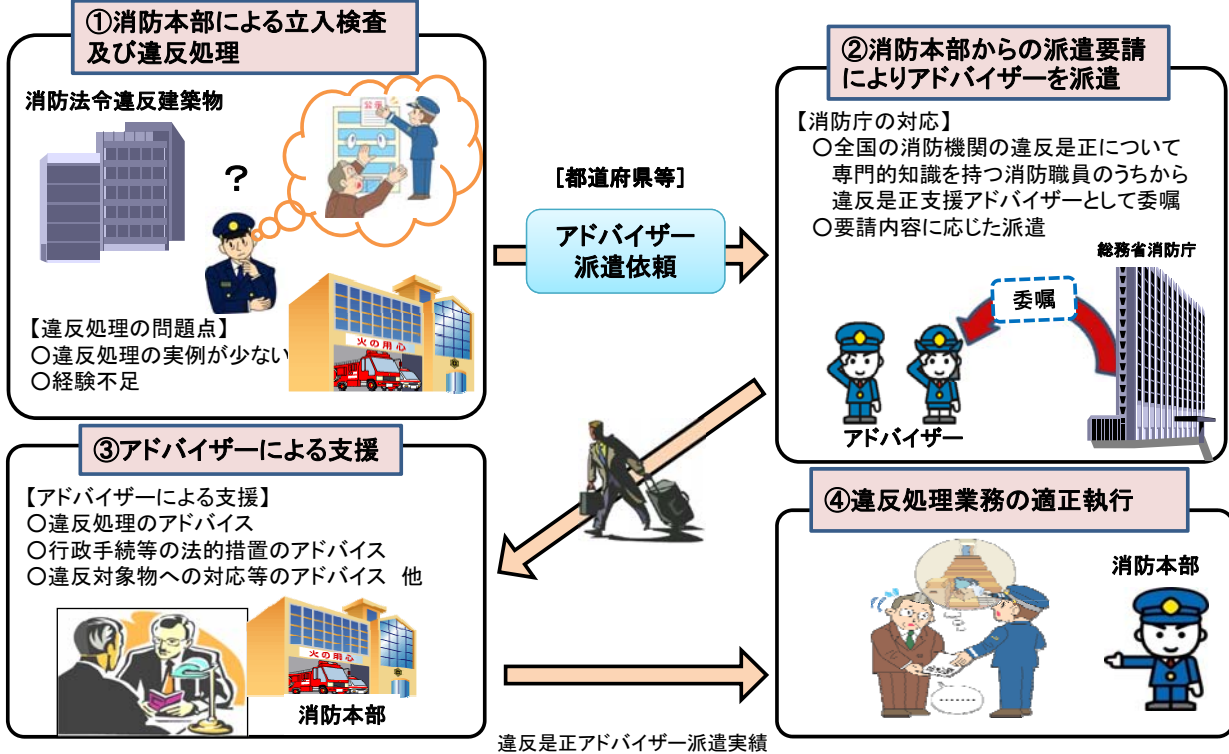
代表 : 03-5253-8111 夜間直通 : 03-5253-8514 FAX : 03-5253-1630

ホテル・旅館等に係る緊急点検結果(都道府県別)
(防火・避難関係規定違反)

平成24年8月15日現在(都道府県からの報告による)

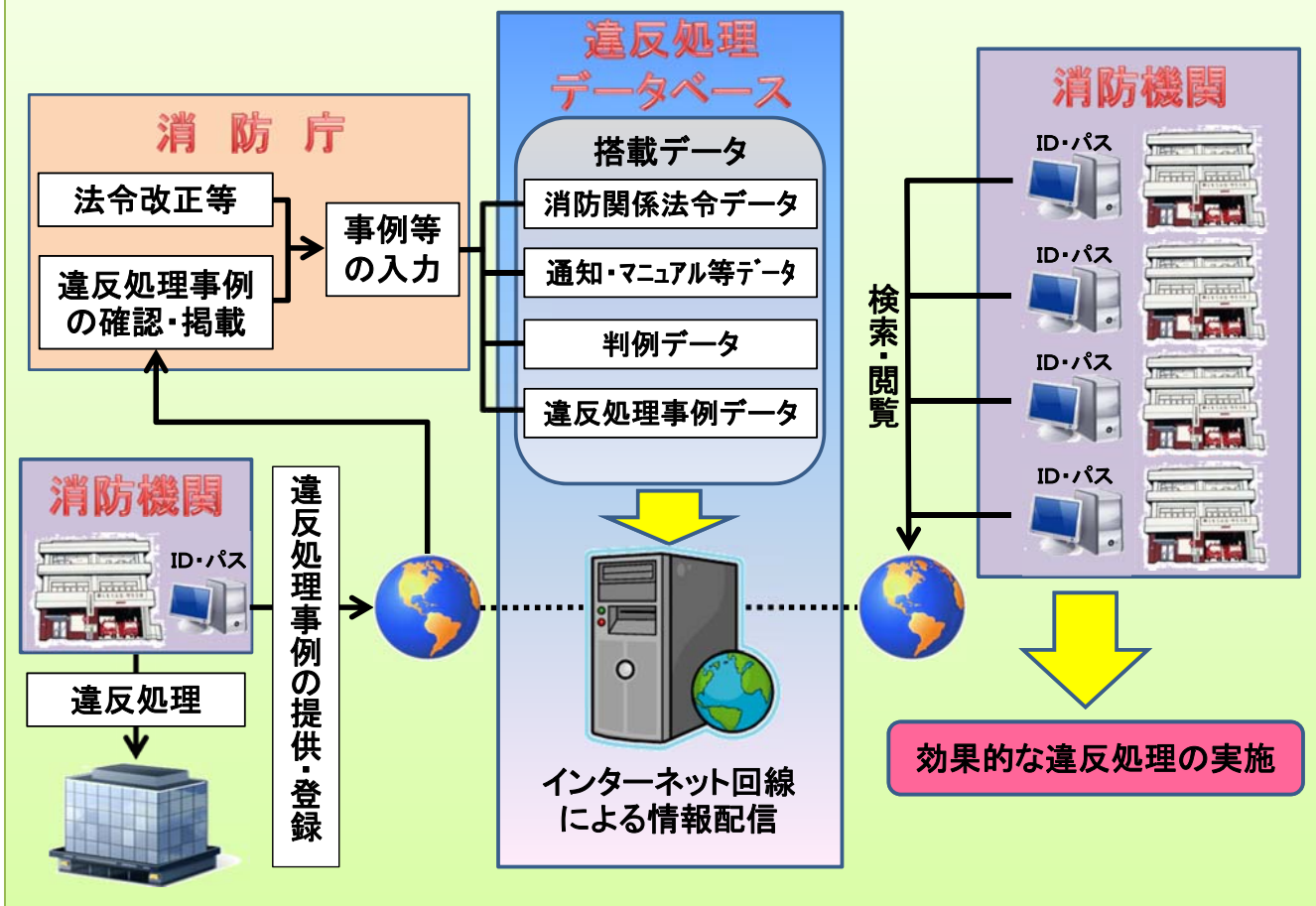
	建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館(3階以上(地階を除く。))であり、昭和46年以前に新築されたもの				
		建築基準法令 (防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの	是正指導を行ったもの	是正済のもの	是正指導予定のもの等
北海道	19	10	10	0	0
青森県	26	18	18	0	0
岩手県	29	11	10	0	1
宮城県	13	9	9	0	0
秋田県	11	1	1	0	0
山形県	43	13	13	0	0
福島県	60	14	14	1	0
茨城県	18	11	11	0	0
栃木県	42	30	28	0	2
群馬県	14	11	11	0	0
埼玉県	9	4	4	0	0
千葉県	12	9	9	0	0
東京都	127	53	48	1	5
神奈川県	53	26	9	0	17
新潟県	16	3	3	0	0
富山県	26	4	3	0	1
石川県	55	20	20	1	0
福井県	10	7	7	0	0
山梨県	58	47	47	0	0
長野県	74	44	42	0	2
岐阜県	62	39	6	1	33
静岡県	12	9	4	0	5
愛知県	47	14	13	0	1
三重県	77	34	34	0	0
滋賀県	22	13	13	0	0
京都府	79	26	22	0	4
大阪府	142	94	94	0	0
兵庫県	97	39	27	3	12
奈良県	24	2	2	0	0
和歌山県	70	9	9	3	0
鳥取県	28	5	5	0	0
島根県	11	8	8	1	0
岡山県	24	18	14	0	4
広島県	59	28	24	4	4
山口県	23	0	0	0	0
徳島県	22	10	8	0	2
香川県	18	16	16	0	0
愛媛県	40	16	16	0	0
高知県	10	7	7	0	0
福岡県	49	29	28	1	1
佐賀県	41	19	19	0	0
長崎県	20	13	13	0	0
熊本県	25	13	11	0	2
大分県	38	15	11	0	4
宮崎県	12	6	6	0	0
鹿児島県	36	19	19	2	0
沖縄県	37	21	19	0	2
合計	1,840	867	765	18	102

違反処理事務等の支援を行うため、各消防本部等からの依頼に基づき、必要な知識又は経験を有する消防職員(違反是正支援アドバイザー)の派遣を行う(平成22年2月～)。



平成21年度	平成22年度	平成23年度
4回	8回	17回

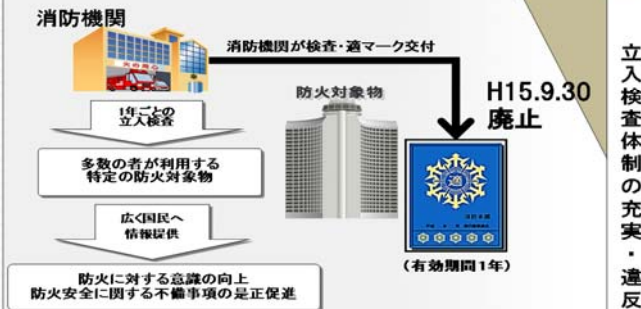
違反処理データベースの概要



S55年 川治プリンスホテル火災(死者45名・負傷者22名)

H13年 新宿歌舞伎町ビル火災(死者44名・負傷者3名)

S56. 5. 1～ 旧適マーク制度



- 旧適マーク制度の特徴**
- 要綱に基づく制度
 - 消防機関から検査に基づきマークを交付する
 - 防火に関する重要な事項(構造・防火区画・階段)を確認し、既存不適格の場合は交付しない。
 - 全国的に統一して(5)項イのほか(1)項及び(4)項を実施。

概要	消防機関が、対象となる防火対象物を立入検査し、審査項目に適合する場合に、消防機関が「適マーク」(有効期間1年)を交付する制度
対象	消防法施行令(1)項(劇場等)から(4)項(物品販売店舗)まで、(5)項イ(ホテル等)、(6)項(病院等)、(9)項イ(蒸気浴場等)及び該当用途が存在する(16)項イ(複合用途施設)で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ 階数を除く階数が3以上のもの ※ 全国的に統一して(5)項イのほか(1)項及び(4)項を実施。
審査項目	1 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) 2 現行の建築基準法令に適合しているか(構造・防火区画・階段)

H15.10.1～ 防火対象物定期点検報告制度



- 防火対象物定期点検制度の特徴**
- 法律に基づく制度
 - 防火対象物の関係者が自ら表示
 - 防火に関する重要な事項(構造・防火区画・階段)の確認がない
 - 全国統一に実施する用途は広がったが、ホテル・旅館の範囲は狭まった。(300人以上等)

概要	関係者が、点検資格者等に防火対象物の点検を依頼し、点検項目が、基準に適合している場合に、関係者自ら表示することができる。 また、過去3年以内の点検結果が優良等の要件を満たしているものとして、消防長等により点検報告義務が免除される特例の認定を受けた場合は、「防火優良認定証」を表示することができる。
対象	消防法施行令(1)項(劇場等)から(4)項(物品販売店舗)まで、(5)項イ(ホテル等)、(6)項(病院等)、(9)項イ(蒸気浴場等)、(16)項イ(複合用途施設)及び(16)の2)項(地下街)で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ ・収容人員が300人以上又は屋内階数が1のみで3階以上・地階に特定用途が存在するもの
点検項目	消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等)

立入検査体制の充実・違反処理体制の推進

自主点検報告表示制度・優良防火対象物認定表示制度の概要について

	自主点検報告表示制度 (改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について 平成14年12月24日 消防安第132号)	東京消防庁における優良防火対象物認定表示制度 (火災予防条例第55条の5の10)
概要	防火対象物定期点検報告制度の対象外の旅館・ホテル等を対象に、点検基準に定められた項目に適合している場合は、防火自主点検済証を表示することができる制度です。 旅館・ホテル等の関係者による、自主的な防火管理体制の確保を図ることを目的とし、当該施設が消防法令を遵守していることを表示制度により、公表することができます。	防火対象物におけるすべての管理権原者からの申請に基づき、消防署が審査・検査した結果、認定基準に適合している場合には、優良な防火対象物として認定される制度です。 認定を受けたときは、東京消防庁ホームページ等で公表されるとともに、優良防火対象物認定証(優マーク)を建物の玄関・受付・ホームページ・パンフレットなど、あらゆるものに表示することができます。
対象	防火対象物定期点検報告制度の対象外の旅館・ホテル等のうち、防火自主点検済証を表示しようとするものであって、かつ、次の(1)及び(2)に該当するもの (1) 防火管理者を選任する必要がある建物(※1) (2) 階数が3以上のもの	防火管理者を選任する必要がある建物(※1)すべて
表示マーク	防火自主点検済証	優マーク
審査項目等	【法令適合状況】 ① 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況等) 【点検報告の流れ】 ① 点検期間は1年に1回 ② 点検実施者は、旅館・ホテル等の防火管理者又は防火対象物点検資格者となっている。 ③ 管理権原者が、点検の実施結果を消防長又は消防署長へ報告 ④ 消防長又は消防署長は、報告の結果、点検基準に適合していないと認められる時に、立入検査等により是正指導を実施	【法令適合状況】 ① 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) ② 建築法令に適合しているか(防火に関係するものに限る) 【その他】 ③ 避難安全性が検証されているか ④ 自衛消防隊の編成及び活動能力が適切に確保されているか ⑤ 自主的、意欲的な各種防火対策を実施しているか ⑥ 過去2年以内に、消防法令違反等による命令又は警告等を受けたことがないか

※1 「防火管理者を選任する必要がある建物」とは、特定用途(※2)で収容人員が30人以上又は特定用途以外で収容人員が50人以上の建物をいいます。
※2 「特定用途」とは、劇場、百貨店、ホテルなど不特定多数の人が利用する建物をいいます。